豊後高田市マッピングシステムによる上下水道台帳の閲覧等事務取扱要綱

制定　令和７年３月２７日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、マッピングシステムによる上下水道台帳の閲覧及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象資料等）

第２条　この要綱に基づき閲覧等の対象とする資料（以下「対象資料」という。）は、マッピングシステムで閲覧及び出力ができる次のものとする。

(１)　水道施設台帳（水道法第22条の３第１項の台帳）

(２)　給水装置工事台帳

(３)　公共下水道台帳（下水道法第23条第１項の台帳）

(４)　排水設備台帳

２　前項第２号及び第４号の資料は、所有者本人（又は所有者本人から委任された者）のみ閲覧等ができる。

（閲覧等の場所）

第３条　閲覧等は、高田庁舎上下水道課又は上下水道受付窓口で行う。

（閲覧及び写しの交付の受付）

第４条　対象資料の閲覧及び写しの交付の受付時間は、午前８時30分から午後５時までとする。ただし、次に掲げる日は受付を行わない。

(１)　日曜日及び土曜日

(２)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(３)　12月29日から翌年の１月３日までの日(前号に掲げる日を除く。)

（閲覧等の方法）

第５条　閲覧等の方法は、次のとおりとする。

(１)　閲覧　閲覧等の対象エリアを紙の文書（図面を含む。）又はマッピングシステムからモニターに表示したもので行う。カメラ等による撮影は可能とする。

　(２)　写しの交付　マッピングシステムからモニターに表示した対象エリアを所定の用

紙（Ａ４又はＡ３の用紙）にカラー印刷する。

（閲覧等の請求方法）

第６条　閲覧等の請求は、マッピングシステムによる上下水道台帳の閲覧・写しの交付請求書[（様式第１号）](#情報提供申出書)により行う。

２　第２条第１号及び第３号の閲覧のみの場合は、前項の請求は不要とする。

（閲覧等の費用）

第７条　閲覧に係る費用は無料とし、写しの交付に係る費用は、カラー片面１枚につき６０円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

２　写しの交付に係る費用は、水道会計又は下水道事業会計に納入する。

（同意事項）

第８条　閲覧等の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）に対しては、次に掲げる事項について同意を得た上で、当該請求を受け付けるものとする。

(１)　モニターに表示された内容及び交付を受けた写しの内容と現地の状況が異なる場合があること。

(２)　対象資料の写しは、証明書としての効力を一切有しないこと。

(３)　請求者からの申出による対象資料の写しへの追記、削除等の訂正を行わないこと。

(４)　費用の支払後に交付を受けた写しの差替え、及び費用の返還等はできないこと。

(５)　この要綱及び、閲覧等に際し職員の指示に従うことができない場合は、閲覧等を行

わないこと。

附　則

この要綱は、令和７年３月２７日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

マッピングシステムによる上下水道台帳の閲覧・写しの交付請求書

年　　月　　日

　(実施機関)

　豊後高田市長　様（豊後高田市上下水道課）

請求者　住所

氏名

電話番号

次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 請求に係る情報の内容 | 閲覧・写しの交付を希望する住所  （豊後高田市　　　　　　　　　　　　　　　）付近  請求をするものに 〇 をしてください。  ①(　　)　水道施設台帳  　②(　　)　公共下水道台帳  以下は、所有者本人以外は、閲覧・写しの交付ができません。  本人以外の場合、委任状が必要です。  ③(　　)　給水装置工事台帳  　④(　　)　排水設備台帳 |
| 交付の方法 | 必要とするものに○をしてください。  （　　）閲覧　　（　　）写しの交付 |

※　写しの交付の場合は、カラー印刷１枚（片面）60円の実費をいただきます。

※上下水道課記入欄

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者名 | ③④の場合  本人確認 | 本人を確認した書類に○をつける。  ・ マイナンバーカード　　・免許証  ・ その他の本人証明（　　　　　　　　　　　　　）  ・ 委任状　　　　　　　　　　　　により確認しました。 | | |
|  | 交付枚数  金額 | カラー（Ａ４、Ａ３）60円×　　枚 | 金額 | 円 |
| 交付日 | 年　　　月　　　日 | | |